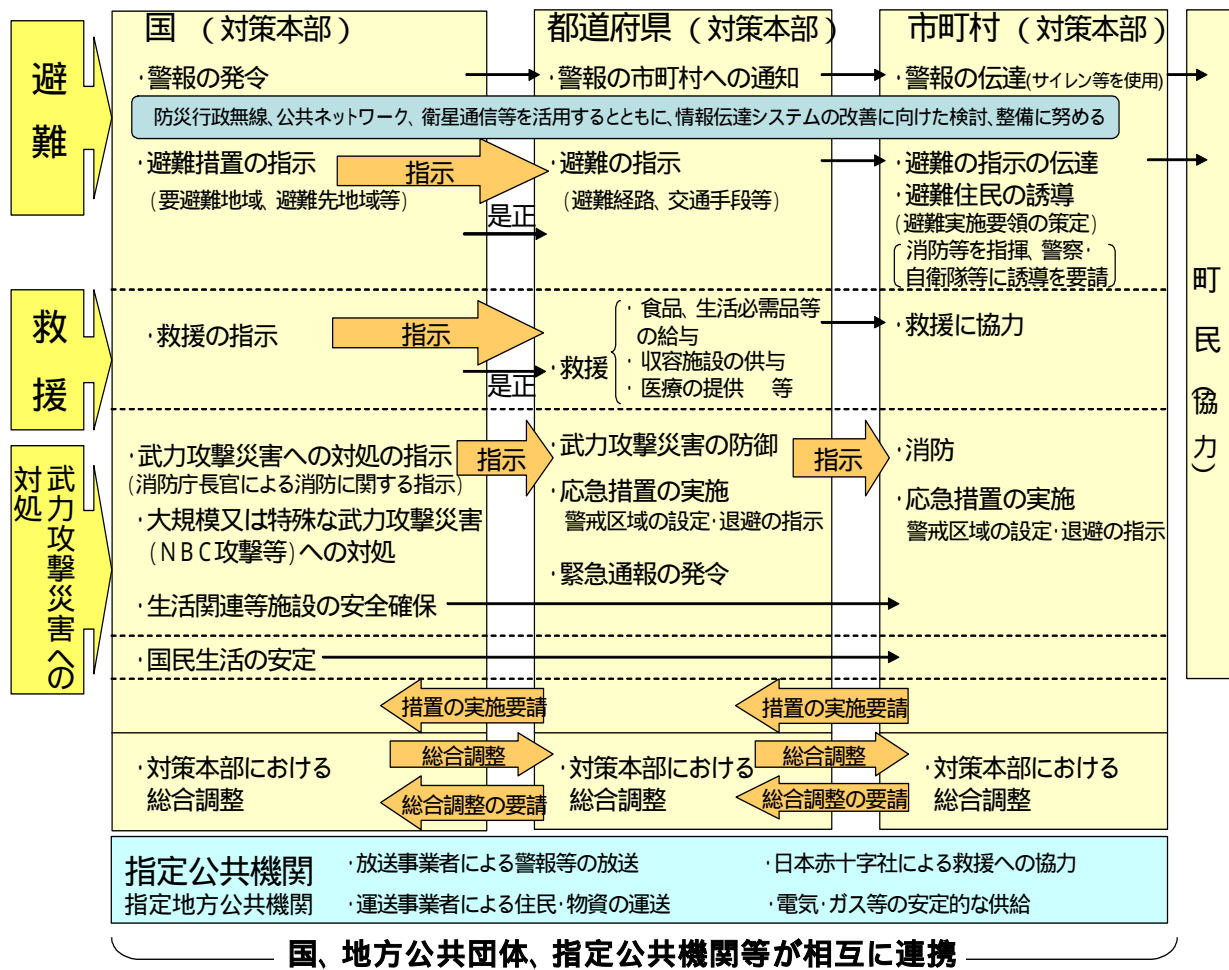


### 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

町は、保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における町の役割を確認するとともに、関係機関の事務・業務の内容やその連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

## 国民の保護に関する措置の仕組み



## 1 関係機関の事務又は業務の大綱

保護措置について、町、県、自衛隊、指定地方行政機関、指定公共機関等は、概ね次に掲げる業務を処理する。

## 町の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
町	1 町保護計画の作成 2 町協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部（以下「町対策本部」という。）及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の町民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

## 県の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
県	1 県保護計画の作成 2 県協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部（以下「県対策本部」という。）及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の県民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

## 自衛隊の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 (第3特科隊第3中隊) 海上自衛隊 (呉地方隊)	1 武力攻撃事態等における保護措置の実施及び関係機関が実施する保護措置の支援等

## 指定地方行政機関の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
近畿管区警察局	1 管区内各府県警察の保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各府県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
近畿中部防衛局	1 所管財産(周辺財産)の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整
近畿総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
近畿財務局 神戸財務事務所	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定立会
神戸税関	1 輸入物資の通関手続
近畿厚生局	1 救援等に係る情報の収集及び提供
兵庫労働局	1 被災者の雇用対策
近畿農政局	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
近畿中国森林管理局	1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
近畿経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
中部近畿産業保安監督部近畿支部	1 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保全 2 鉱山における災害時の応急対策

機関の名称	事務又は業務の大綱
近畿地方整備局	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
近畿運輸局	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
神戸運輸監理部	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び船舶の安全保安
大阪航空局 大阪空港事務所	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
東京航空交通管制部	1 航空機の安全確保に係る管制上の措置
神戸海洋気象台	1 気象状況の把握及び情報の提供
第五管区 海上保安本部 (姫路海上保安部、 加古川海上保安署)	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保にかかる立ち入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
近畿地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

## 指定公共機関等の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
[放送事業者]	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送  (指定公共機関) 日本放送協会、朝日放送(株)、(株)毎日放送、関西テレビ放送(株)、 読売テレビ放送(株)、大阪放送(株) (指定地方公共機関) (株)サンテレビジョン、(株)Kiss-FM KOBE、(株)ラジオ関西
[運送事業者]	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保  国内旅客船事業者 (指定公共機関) (株)ダイヤモンドフェリー、関西汽船(株)、阪九フェリー(株)、 マルエーフェリー(株) (指定地方公共機関) 明石淡路フェリー(株)、(株)淡路ジェノバライン、 高速いえしま(株)、ジャンボフェリー(株)、沼島汽船(株)、坊勢汽船(株)

機関の名称	事務又は業務の大綱
	<p>バス事業者  (指定公共機関) 西日本JRバス(株)、日本交通(株)、阪急バス(株)、阪神電気鉄道(株)  (指定地方公共機関) 淡路交通(株)、神姫バス(株)、全但バス(株)、山陽電気鉄道(株)、  六甲摩耶鉄道(株)</p> <p>航空事業者  (指定公共機関) エアーニッポン(株)、(株)ジャルエクスプレス、  (株)日本航空インターナショナル、全日本空輸(株)、スカイマーク(株)  (指定地方公共機関) 日本エアコミューター(株)</p> <p>鉄道事業者  (指定公共機関) 西日本旅客鉄道(株)、阪急電鉄(株)、阪神電気鉄道(株)  (指定地方公共機関) 北近畿タンゴ鉄道(株)、神戸高速鉄道(株)、神戸新交通(株)、  神戸電鉄(株)、(財)神戸市都市整備公社、山陽電気鉄道(株)、智頭急行(株)、  能勢電鉄(株)、北条鉄道(株)、北神急行電鉄(株)、六甲摩耶鉄道(株)</p> <p>内航海運事業者  (指定公共機関) 井本商運(株)</p> <p>トラック事業者  (指定公共機関) 佐川急便(株)、西濃運輸(株)、日本通運(株)、福山通運(株)、  ヤマト運輸(株)  (指定地方公共機関) (社)兵庫県トラック協会</p>
[電気通信事業者]	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力</li> <li>2 通信の確保及び保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い</li> </ol> <p>(指定公共機関) 西日本電信電話(株)、NTTコミュニケーションズ(株)、  KDDI(株)、ソフトバンクテレコム(株)、(株)NTTドコモ関西、ソフトバンクモバイル(株)</p>
[電気事業者]	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 電気の安定的な供給</li> </ol> <p>(指定公共機関) 関西電力(株)、電源開発(株)</p>
[ガス事業者]	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ガスの安定的な供給</li> </ol> <p>(指定公共機関) 大阪ガス(株)  (指定地方公共機関) (社)兵庫県エルピーガス防災協会</p>
郵便事業株式会社	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 郵便の確保</li> </ol>
[病院 その他の医療機関]	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療の確保</li> </ol>
	<p>(指定公共機関) (独)国立病院機構  (指定地方公共機関) (社)兵庫県医師会</p>

機関の名称	事務又は業務の大綱
[河川管理施設、 道路の管理者]	1 河川管理施設、道路の管理  (指定公共機関)(独)水資源機構 西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株) (指定地方公共機関)神戸市道路公社、兵庫県道路公社、芦有開発(株)
日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

## 2 関係機関の連絡先

関係機関の連絡先については、資料編に記載する。

なお、関係機関の連絡先については、随時、最新の情報への更新を行うよう留意する。

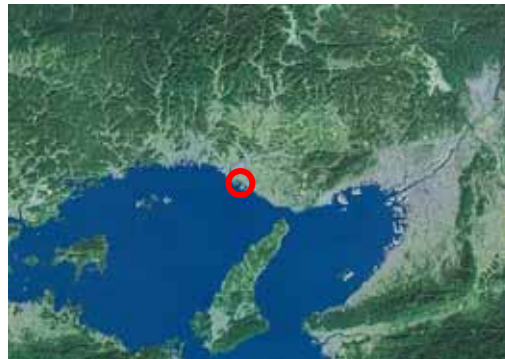
## 第4章 町の地理的、社会的特徴

町は、保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、保護措置の実施に当たり考慮しておくべき町の地理的、社会的特徴等について定める。

### (1) 地形

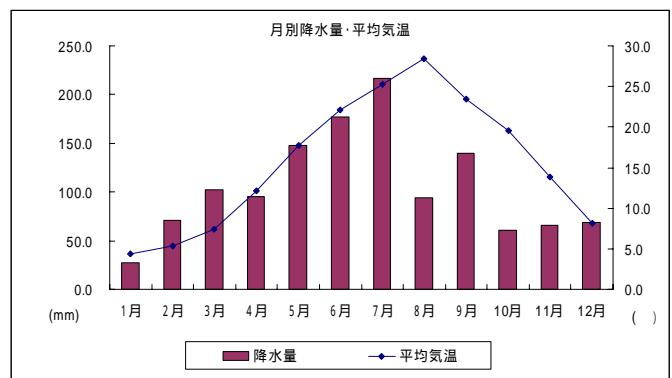
本町は、兵庫県南部の中央に位置し、南は瀬戸内海に面し、東は明石市に、西と北は加古川市に接しており、町域の面積は9.09 km<sup>2</sup>である。

地形は、播磨灘を埋め立てた人工島を有しており、山林や丘陵地はなく全般的に平坦な地形を呈している。中央部を喜瀬川が流れ、播磨灘に流れ込んでおり、西部には別府川の支流である水田川が流れている。また、町域内に12のため池が点在している。



### (2) 気候

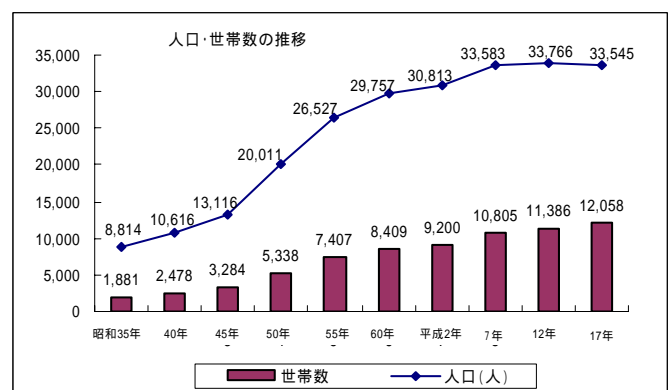
本町の気候は、全体として温和であり、年平均気温は15℃前後、年間降水量は1,000 mm前後、年平均風速は2.5m/s前後である。



### (3) 人口分布

人口は、平成17年国勢調査によると、33,545人であり、人工島（新島及び東新島）を除く約6 haに住んでいる。

年齢別に見ると、14歳以下の年少人口が年々減少し、高齢者が増加する傾向にあり、今後もその傾向が急激に進むものと予想される。



(4) 道路の状況

道路は、東西に延びて明石市及び加古川市に繋がっている国道 250 号（明姫幹線）と県道明石高砂線、町の南部から北東方面に延びる県道本荘平岡線と繋がっている。

また、幹線的な道路のうち主なものは、町道大中二見線、町道浜幹線、町道士山新島線である。

年次 (年)	国 道		県 道		町 道		
	実延長 (m)	舗装済 延長(m)	実延長 (m)	舗装済 延長(m)	実延長 (m)	舗装済 延長(m)	舗装率 (%)
13	2,444	2,444	11,675	11,675	112,459	110,947	98.7
14	2,444	2,444	11,675	11,675	112,414	110,993	98.7
15	2,444	2,444	11,675	11,675	112,478	111,068	98.7
16	2,444	2,444	11,675	11,675	112,672	111,271	98.8
17	2,444	2,444	11,675	11,675	113,077	111,676	98.8
18	2,444	2,444	11,675	11,675	113,405	111,946	98.7
19	2,444	2,444	11,675	11,675	113,656	112,196	98.7

(5) 鉄道、港湾の状況

町内には、西日本旅客鉄道と山陽電気鉄道が東西に走っており、JR土山駅と山電播磨町駅がある。

港湾は、東播磨港に位置し、岸壁は、新島及び東新島にある。

漁港は、阿閑及び古宮漁港の2港があり、概要は次のとおりである。

港名	区分	防波堤	護 岸	種 別
阿 閑		108.2m	444.2m	第 1 種
古 宮		353.5m	737.9m	第 1 種

(6) 石油コンビナート施設等の状況町内には、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第2号に定める石油コンビナート等特別防災区域に指定された地区（東播磨地区）がある。

(7) 消防

町は、消防事務を加古川市に委託している。加古川市東消防署播磨分署として町内に設置され、消防業務及び救急業務の迅速化が一層図られている。

また、播磨町消防団は1団12分団で、地域住民の生命と財産を守るための消防防災活動を行っている。